

## ふくしま地域産業6次化イノベーター等派遣実施要領

### 1 目的

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業実施要綱に基づき、地域産業6次化に取り組む農林漁業者等の支援活動を行うふくしま地域産業6次化イノベーター（以下「イノベーター」という。）及びふくしま地域産業6次化コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣の手続きについては、以下のとおりとする。

### 2 イノベーターの活動内容

(1) イノベーターは以下の活動を行う。

ア 地域産業6次化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言・指導

なお、イノベーターは、支援内容により以下のとおり区分する。

(ア) ビジネスプランナー

地域産業6次化の新たな事業計画の作成や販売戦略の構築を支援するとともに、地域産業6次化の取組みの課題に対する解決方法を提案する。

(イ) プロダクトデザイナー

商品のストーリー作りやパッケージ及びネーミングデザイン、POPの作成等、新商品開発や商品改良を支援する。

(ウ) セールスアドバイザー

販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援する。

(エ) ネットアドバイザー

商品を販売するためのECサイトを始めとしたオンライン販売に関するアドバイスやサイトの構築等を支援する。

イ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップ

ウ 地域産業6次化に関する普及啓発活動

(2) 一事業年度における一農林漁業者等に対する支援実施回数は3回までとし、1回当たりの活動時間は2時間以内とする。但し、相談内容が異なり、かつ派遣するイノベーターが変わる場合は、その限りではない。

### 3 コーディネーターの活動内容

(1) コーディネーターは以下の活動を行う。

農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者等の多様な主体で構成されたコンソーシアムが行う新商品開発等に必要な専門的知識や技術に関する助言・指導

- (2) 一事業年度における一コンソーシアムに対する支援実施回数は10回までとし、1回当たりの活動時間は原則3時間以内とする。

#### 4 事業実施の手続き

- (1) イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等（以下「相談者」という。）は、相談お申込みシート（様式1）を福島県地方振興局及び農林事務所に設置している「地域産業6次化相談カウンター」（以下「相談カウンター」という。）又は県が設置するふくしま地域産業6次化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に派遣希望日の相談カウンター又はサポートセンター10営業日前までに提出する。

また、相談者は相談お申込みシート（様式1）の提出に際し、地域の相談窓口で電話する。相談カウンターは、相談お申込みシート（様式1）を受理した場合、地域ごとのサポートセンター窓口に遅滞なく送付する。

- (2) 地域ごとの企画推進員がイノベーターの派遣を希望する相談者にヒアリングした後、サポートセンターにおいて、活動依頼書（様式2）により必要に応じて適切なイノベーターの派遣を行う。

相談お申込みシート（様式1）は、イノベーターの派遣を確約するものではなく、サポートセンターが相談者の相談内容を総合的に勘案し、派遣の決定・イノベーターの選定を行う。

また、すでに利害関係のあるイノベーターと相談者が予め派遣等の取り決めを行った上で、サポートセンターのイノベーター派遣事業を活用することを避ける等、適切に事業を運営するため、イノベーターによる派遣先の指定、及び相談者によるイノベーターの指名は受け付けない。

- (3) コーディネーターの派遣を希望する場合は、地域ごとの企画推進員がコンソーシアムの要望を考慮した上で、サポートセンターにおいて活動依頼書（様式2）に基づき、必要に応じてコーディネーターを派遣する。
- (4) イノベーター及びコーディネーターは、活動終了後7日以内に相談者への支援活動の結果を相談者カルテ（様式3）により、サポートセンターへ報告する。
- (5) サポートセンターは、相談者に対する支援活動等の状況について、受付簿（様式4）により整理する。
- (6) サポートセンターは、毎月10日までに前項の受付簿の写し及び相談内容を県及び相談カウンターに提出する。
- (7) 相談者に対する支援案件が完了した場合、速やかにふくしま地域産業6次化イノベーター等に関する満足度調査（様式5）を行い、イノベーター及びコーディネーターの評価シート（様式6）を作成する。

また、サポートセンターはイノベーター及びコーディネーター派遣開始後3ヵ月ごとに、評価シート（様式6）を基に行うイノベーター等評価会の報告書を県

に提出する。

## 5 派遣に要する経費

イノベーター派遣の謝金は8,950円／時間、コーディネーター派遣の謝金は30,000円／1回とし、旅費は福島県の規程に準じて支給する。

また、これらの経費は、県からサポートセンターに業務委託する委託料により執行する。

なお、これ以外の費用が発生する場合は、相談者の負担とする。

附則 この要領は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附則 この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附則 この要領は、平成30年5月8日から施行する。

附則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月26日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月11日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月14日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月25日から施行する。

附則 この要領は、令和8年5月25日から施行する。